

○国土交通省令第八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年八月三十一日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 二階 俊博

船舶設備規程及び小型船舶安全規則の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三百十一条の二十三中「、次に掲げるものを除き」を削り、同条各号を削る。

（小型船舶安全規則の一部改正）

第二条 小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一百六条中「、次に掲げるものを除き」を削り、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（次条の小型船舶を除く。）に施行日に現に備え付けている石綿を含む材料については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程第三百十一条の二十三の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限る、なお従前の例によることができる。

（小型船舶安全規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手された小型船舶（小型船舶安全規則第二条第一項の小型船舶をいう。）に施行日に現に備え付けている石綿を含む材料については、第二条の規定による改正後の小型船舶安全規則第一百六

条（小型漁船安全規則（昭和四十九年<sup>農林省令</sup>運輸省令<sup>運輸省令</sup>第一号）第四十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限る、なお従前の例によることができる。